

令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

条例案検討ワーキンググループ

第11回検討会議 議事録要旨

次 第	1 開会 2 協議事項 (1) 差別の定義、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供②について 3 閉会
開催日時	令和4年7月4日(月) 18:30~19:40
開催場所	ZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	1. 久留米大学、2. 久留米市手をつなぐ育成会 3. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会3名 4. 久留米市障害者基幹相談支援センター、5. 熊本学園大学
欠席者 (敬称略)	1. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会1名
内 容	1. 開会 <事務局> ・本日は、条例検討ワーキンググループ(以下、WGという。)メンバー7名中6名参加。また、アドバイザーも参加。 2. 協議事項 (1) 差別の定義、禁止事項について <会長> ・本日は、差別の定義、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について、前回に引き続き協議。まず、事務局から説明をお願いします。 <事務局> ・前回、禁止規定における教育の分野について他の政令市等を調べるということで、調べた結果を配布している。 ・福岡県は教育の分野の対象を規定していないため、教育分野全般と考えられる。他は、小中学校に限定する、つまり「学校教育法第1条に規定する」としている市が多く、仙台市、さいたま市、新潟市、北九州市、福岡市がそのように規定していた。 ・前回の教育の事務局案は、教育の範囲を特段定めていなかった。そこで、アドバイザーから、教育の範囲としてイ、ウという文案を頂いた。その主旨は、義務教育期間中の公立・私立、義務教育期間外の場合で、就学や進学に関する者は異なり、誰の行為を指すのか明確にする文案となっている。教育委員会は「学校を決める」、それ以

外の私立校などは「学校が決める」ため、条文も違ってくる。このアドバイザーの案に、市条例の体裁に合わせ微修正をさせてもらった。

- ・他に、前回、障害者と市と事業所の定義づけを求められたので、国の基本方針から引用し定義づけしている。
- ・前回なかった「何人も障害者に対し～差別を行ってはならない」という条文を追加している。この条文を「理念」または「差別の禁止」どちらの章で規定すべきかについては今後検討するが、いったん「差別の禁止」で規定する。
- ・市と事業者について、1項で「不当な取扱いの禁止」、2項で「分野別」に規定する条文にしていたが、意味が重複していたため仙台市の条例を参考に1つにまとめている。
- ・次に、医療では、イの条文に括弧書きとして「障害者である者の意思を確認することが困難である場合に限る」という文を追加した。
- ・第7号では、不特定多数が利用する建物や施設に括弧書きで「学校を含む」と追加した。2段目にある「又は」を「あるいは」に修正している。
- ・避難所については、災害発生時に仮設住宅等の利用も想定されることから、「避難所または仮設住宅等」と追加している。
- ・合理的配慮の提供については、「前条に規定するあらゆる分野における」という文言を追加している。

<会長>

- ・教育分野の修正について、アドバイザーより説明を追加で補足をお願いします。

<アドバイザー>

- ・他の条例を見ると、教育については限定的な記載となっている。義務教育だけを書く
と高校や大学は対象外となり、これは問題だと考える。障害者差別解消法には全教育
課程を対象にし、文科省のガイドラインでも義務教育課程だけでなく全ての課程を前
提にしている。よって、教育については幅広に規定した方がいいと考え提案した。

<会長>

- ・今回の教育の案、前号以外の学校への進学、つまり義務教育課程以外を規定する条文
ウについて、各委員より意見はありますか。

<委員>

- ・良い条文だと思う。

<委員>

- ・幼稚園は対象になるのか。

<事務局>

- ・対象となる。
- ・今回の修正により検討すべきは、他の禁止規定と違い教育の分野だけ丁寧な記載とい
う印象を与える可能性がある。しかし、意図を正確に表現するためには必要な条文で
あると考えている。教育は医療などと違い、自分で行きたいところを決めることもで
きるが、受験というプロセスを踏む必要がある。また、幼稚園や保育園など違う体系

の制度が混在するなど複雑である。修正案は細分化して書いているようにみえるがそうではなく、体系に合わせて条文を作成しているということを、各委員が共通認識として持ってほしい。

<各委員>

・了承

<会長>

・次に、定義について検討する。

<事務局>

・定義では、障害者や事業者等について定めている。事業者では、自治会やコミュニティ組織は対象になるのかということが前回議論された。事務局としては、事業を提供する以上は対象になると考え、国の基本方針を引用し「商業その他の事業を行う者、個人や法人、営利であるかどうかを問わず同種の行為を反復、継続する意思を持って行う者」と規定した。よって、継続して事業を行っているのであれば、自治会やコミュニティ組織も対象になる。

<委員>

・具体的に書いてもらったことで読み手も分かり易くなったと思う。

<委員>

・個人の場合も事業を行った場合は対象になるのか。

<事務局>

・国の基本指針のとおり、事業を行う者を対象としているので、個人の方で事業を行っている方は対象となる。

<委員>

・これでいいと思う。

<事務局>

・第2号イでは、医療について前回の指摘を踏まえ、他市の条文を参考にし、「家族（障害者である者の意思を確認することが困難である場合にかぎる。）」という表現にしている。

<アドバイザー>

・この表現で問題はないと思う。ただし、誰が意思の確認を行うのか等、実務的には非常に難しい部分はある。例えば、精神科病院に医療保護入院する場合、本人が重要な必要性を認識できないので、本人の意思に反し家族などが同意すれば強制入院できる仕組み。よって、本人の真意がなかなか確認できない。実務的には簡単に判断できないという現実もあるとは思いますが、条文にはこのようにしか表現できない。

<会長>

・条文としてはこのような記載として、運用は別途協議するということにしたい。

<事務局>

・第7号では、施設に「学校を含む」を追加している。これで問題ないと思う。

<会長>

- ・各委員から意見はないか。
- <各委員>
- ・特段なし
- <事務局>
- ・第10号では災害発生時の避難生活を規定し、当初は避難所のみであったが仮設住宅等を追加している。
- <会長>
- ・各委員から意見はないか。
- <各委員>
- ・特になし
- <事務局>
- ・合理的配慮の提供については、前回と比べ「前条に規定するあらゆる分野における」という語句を追加し、禁止規定の分野さらにはその分野を含むあらゆる分野と対象を明確にした。
- <会長>
- ・各委員から意見はないか。
- <各委員>
- ・特になし。
- <事務局>
- ・禁止規定については、この内容にて決定としたい。次回は、手続きについて協議を行う予定。また、禁止規定が整ったので、親会の障害者差別解消支援地域協議会に途中経過を報告したいと考えている。後日、日程調整を行いたいと思う。
- <委員>
- ・条文で気になった点があるのでお伝えしたい。第5号「商品を販売し、又はサービスを提供する場合において」について繰り返すため省略としているが、省略したために「商品の販売」ということが抜けたようになっていっていると思う。
- <事務局>
- ・提供という言葉で「これ」に修正することで、繰り返しを防ぎ、販売と提供のどちらも対象にできるので、そのように修正したい。
- <会長>
- ・これで今回のWGは終了する。

3. その他

4. 閉会

以上